

今週のメニュー

■[年頭挨拶](#)

塩ビ工業・環境協会 会長 栗田 守

■[年頭所感](#)

塩ビ工業・環境協会 専務理事 小野 裕章

■[随想](#)

◇大きな地震の後は土砂災害に警戒

気象予報士・防災士 水越 祐一

■年頭挨拶

塩ビ工業・環境協会 会長 栗田 守

元旦に発生した能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

平素は塩ビ工業・環境協会の活動に多大なるご理解とご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。新年にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2023年の世界経済は、経済活動の正常化に伴い緩やかな回復が見られた一方で、インフレの高止まり、金融引き締めや中国景気減速の影響もあり、その景気回復の進捗は鈍化しています。ウクライナ問題の長期化に加え中東情勢も緊迫化しており、先行きの不透明感が深まっています。

そのような中で塩ビの生産と出荷については、前半低調に推移したものの、夏場以降に輸出が前年を超え、暦年で約150万トンを超えてくるレベルになる見込みです。一方、世界経済の不透明感が払拭される状況ではありません。日本経済も通年では年初想定よりは良好になると予想されますが、物価高による個人消費への影響やインバウンド需要の回復が一巡するなど年後半には減速感が出てきています。10月に公表された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策をはじめ「成長と分配の好循環」のための施策が講じられています。また、先進的窓リノベ事業（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業）の効果などが景気回復につながっていくことを期待しています。

以上のような背景のもと、当協会が注力してまいりました活動の内容と2024年の方針について簡単に紹介いたします。

まず、第一にわれわれを取り巻く大きな問題でありますプラスチックの規制に関する国連環境総会における「プラスチック汚染に関する条約策定に向けた政府間交渉委員会」について、日本としての対処方針に沿って政府及び関連業界団体と連携し、国内会議において意見陳述をするなど精力的に対応してまいりました。2024年は条約策定に向けた動きがさらに活発化してくることが予想されることから、引き続き塩ビをはじめ多くのプラスチック製品が社会に対してプラスの便益をもたらしていることなど、その価値と重要性を関連業界団体とともに強調してまいります。

広報活動では、2023年は塩ビに対する誤った認識を払拭すべく、特に若年層への訴求強化を目的としてSNSを活用したタイアップ広告を実施しました。Page Viewは想定を超える状況で、狙いとした若年層、主婦層への情報発信は強まってきております。今後、この結果を踏まえてより効果的な活用方法を目指してまいります。また、コロナ禍で停滞しておりました出前授業を再開しました。加えて東京都中央区の小学校で行われた「子どもとためす環境まつり」に出展し、塩ビを使った消しゴム作りなど子供たちがワクワクするような取り組みを工夫しました。今後も身近にある塩ビ製品の理解を促進する活動を精力的に展開していきます。また、昨年は2年に1回実施しているPVC Award 2023の作品募集を行い、最終的に64件の応募がありました。年内に最終審査を終え、昨年12月20日に記者発表及びHP上で審査結果を公表いたしました。2月6日に入選作品13点の授賞式を実施するとともに、東京（3月）および名古屋（4月）で展示会を開催する予定です。

建材関連では、2050年カーボンニュートラル（ゼロカーボン）実現に向けて、塩ビ開口部建材の普及活動に資するべく、省エネ・脱炭素、室内環境・健康を切り口としたPR資料の作成に取り組み、今後、当協会のHP上での公開を予定しています。また、大学の学生寮において樹脂窓（内窓）の有無による温熱環境とカビの発生量の測定を通じ樹脂窓（内窓）の有効性についての研究を進めました。また、樹脂窓（内窓）を設置した老健施設において内窓ガラス表面温度や室内上下温度差などの測定を行い良好な温熱環境に保たれていることを確認しています。これらの結果を踏まえて、2024年は温熱環境の特性を活かしたウエルネス住宅（健康増進住宅）・老健施設での取り組みやゼロカーボン住宅を視野に入れたデータ収集など、これからの健康増進や高齢者向けの住宅環境の整備につながる実証結果を出すべく取り組みを継続してまいります。

また、カーボンニュートラル社会においては、住宅、建築物の高断熱・高気密に貢献する樹脂窓の普及が不可欠です。樹脂窓の普及にあたっては、サーキュラー・エコノミーの観点からリサイクルの取り組みが喫緊の課題となります。当協会は樹脂窓のリサイクルシステムの構築に向けて一般社団法人日本サッシ協会、樹脂サッシ工業会と協力し、産学連携によるリサイクルシステムの社会実装に向けた環境づくりに取り組んでまいりました。この度、国内の取り組み指針としての「樹脂窓リサイクルビジョン」を策定し、1月9日に上記各団体のHP上で公表するとともにマスコミへのリリースを実施いたしました。2月には本リサイクルビジョンの策定にご尽力いただきました東京大学の清家剛教授、武蔵野大学の磯部孝行講師ならびに三団体にて記者会見を行い、皆さまにご説明する予定でございます。近年、廃プラのケミカルリサイクルが本格的に社会実装される段階に入ってきました。ケミカルリサイクルは資源循環向上につながる重要な手法であり、今後、塩ビにおいても注目されてきます。2024年については、このケミカルリサイクルを推進していくうえで、塩素循環検討会の取り組みをより一層強化してまいります。

世界の地政学的な緊張関係は、依然として予断を許さず、世界経済の先行きの不透明さも増しています。このような不安定な社会情勢の中においても、カーボンニュートラルや気候変動への取り組みは待ったなしの状況です。これらの課題解決にあたって塩ビ樹脂の優れた性能やマテリアルリサイクル性の高さを最大限に活かしていくことが、地球環境改善の一助につながるものと考えています。今後も塩ビの有用性や可能性について広く告知し、皆さまのご理解を頂けるような活動を鋭意進めて参る所存ですので、引き続き関係各位のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、塩ビ事業に携わっておられる各社の益々のご隆盛と、皆様のご健勝を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

■年頭所感

塩ビ工業・環境協会 専務理事 小野 裕章

元日に発生した能登半島地震により亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。

本年1月1日付けで、専務理事に着任しました小野裕章（おのひろふみ）と申します。前任の柳澤同様、どうぞよろしく願いいたします。

着任早々ですので年頭のご挨拶にかえて自己紹介を兼ねて思い出話をさせていただきたいと思っております。

私は大学卒業後、1987年に通商産業省（当時；2001年から経済産業省）に入省、2016年に退官後しばらくして信越化学工業に再就職。昨年末まで在籍した上で、今般、VECにお世話になることとなりました。

ちょうどVECが設立された1998年前後の1997年6月～2000年6月、私は通商産業省基礎産業局化学品安全課、化学物質管理課（化学物質管理促進法制定後に化学品安全課を組織改正して新設された課）の課長補佐（総括班長）でした。

当時は皆様ご存知のとおりダイオキシン問題に端を発して塩ビに対する科学的根拠に基づかない大バッシング、「Our Stolen Future」（奪われし未来）や環境庁のSPEED'98による内分泌かく乱物質問題（いわゆる環境ホルモン問題）など化学物質を取り巻く環境問題の嵐が吹き荒れていた時代でした。

一方で、「環境リスク評価」という考え方が浸透しつつあった時代でもありました。化学物質の環境リスクの大きさは、化学物質の固有の性質であるハザード（有害性）と、人または環境中の生物が化学物質にさらされる量（暴露量）によって決まる、ということです。この「環境リスク評価」やそれに基づく「管理」を適切に行うためには、科学的根拠に基づき化学物質のハザードを把握し、暴露量を把握し、その双方のデータの掛け算である環境リスクを評価できる体制整備が急務でした。

また、その環境リスク評価結果や管理の状況を基に風評ではなく科学的根拠に則って、地域住民、国民、事業者、国や地方公共団体の行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換する「リスクコミュニケーション」が必要であるとの考え方も芽生えてきました。

折しも、OECDでは加盟各国に対してPRTRの法制化の勧告がなされ、大気・水・土壌への化学物質の排出量や移動量の登録制度導入が必至という状況となっていました。

さらに、規制を前提とした法律では基準値を超えれば対応を求められるものの、基準値を超えない場合はそのギリギリでも問題ないといったゼロイチとなっているため、環境リスクが大きい化学物質の管理に規制的手法は不適當といった議論もありました。

このような中、約2年にわたる審議会、経団連、産業界での議論、環境団体や消費者団体等との意見交換、国会での審議を経て制定されたのが、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質管理促進法）です。

この法律が画期的ではないかと思っているのが、規制的手法に頼らずに事業者の自主努力に重点が置かれているところです。法第一条（目的）に、『事業者による化学物質の「自主的な管理」の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する』と明記されています。

法律上の義務は次の二点です。①化学物質の性状及び取扱いに関する情報（SDS）を製造・輸入事業者から輸送・使用事業者に対して流通（ハザード情報）、②事業者が事業所毎のPRTR情報（暴露情報）を把握し事業所の所在する都道府県経由で国へ届出。

それを地方公共団体や国レベルで集約することにより、各関係者が必要とする暴露量を把握できるようになりました。

また、PRTR制度で事業者が自身の化学物質排出量を把握することで、環境の保全上の支障を未然に防止するだけでなく、リサイクルの推進やプロセス改善等の対策を通じて有価物である化学物質を意図せずに排出することを防げるという効果もあります。

この法律により、事業所、事業者、地方公共団体、国といったいろいろなレベルでリスク評価やリスク管理ができる基盤ができたのではないかと思います。

さらに、同法では、国や地方公共団体だけではなく事業者が自らの化学物質管理の状況を周辺住民等にわかりやすく伝え、理解を深めるように努める（つまり、リスクコミュニケーションを行う）ことも求めています。事業所から排出される化学物質のリスク評価に基づく情報を提供し、利害や関心を持つ人々との対話を重ねることで、事業活動に対する理解や信頼がより深まっていく、という考えによるものです。

科学的知見に基づくデータを収集し、そのデータにより評価し、管理体制を構築し、情報発信と対話を通して関係者の理解を求め信頼を醸成する、というのはVECの活動の原点にもある考え方ではないかと思います。

昨今では海洋プラスチックに端を発したプラスチック汚染対策や2050年カーボンニュートラルの実現など環境問題への対応が年々重要性を増してきております。このような中、環境情報のみならず有用性など塩ビに関するさまざまな情報を収集し積極的に発信し対話する等、努めて参りたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願いいたします。

■随想

◇大きな地震の後は土砂災害に警戒

気象予報士・防災士 水越 祐一

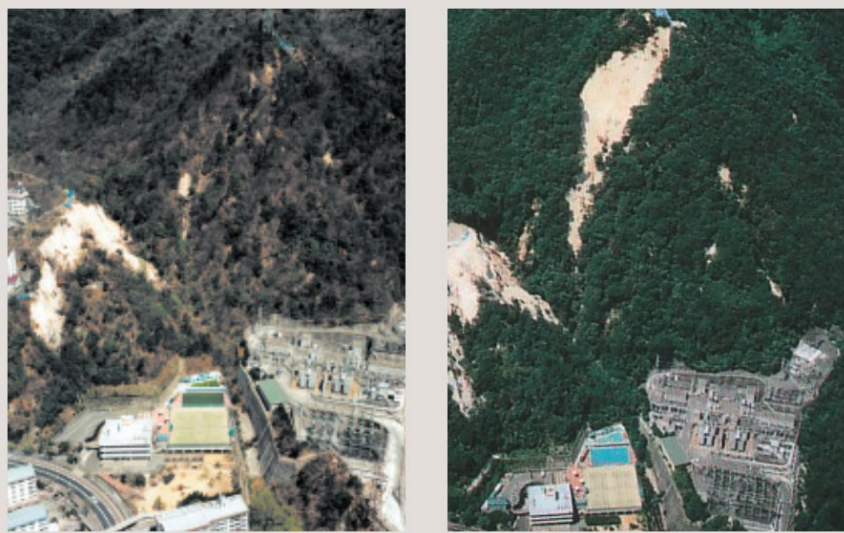
1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。16時10分頃に発生した地震では石川県で最大震度7、新潟県で最大震度6弱、富山県と福井県で最大震度5強を観測しました。揺れの大きかった地域では地盤が緩んでいるため、少しの雨でも土砂災害が発生する恐れがあります。そのため気象庁では土砂災害警戒情報や大雨警報・注意報の発表基準を通常より引き下げて運用しています。発表基準は、震度6弱以上の地域では**通常基準の7割に**、震度5強の地域では**通常基準の8割にそれぞれ**引き下げられています。石川県などで通常より大雨警報が発表される頻度がかなり高くなっていますが、二次災害に巻き込まれないように崖の近くなど危険な場所には近づかないようにお気を付けください。



■ 警報・注意報の基準を通常基準の8割に引き下げる市町
■ 警報・注意報の基準を通常基準の7割に引き下げる市町

石川県の大雨警報・注意報の基準引き下げ（気象庁）

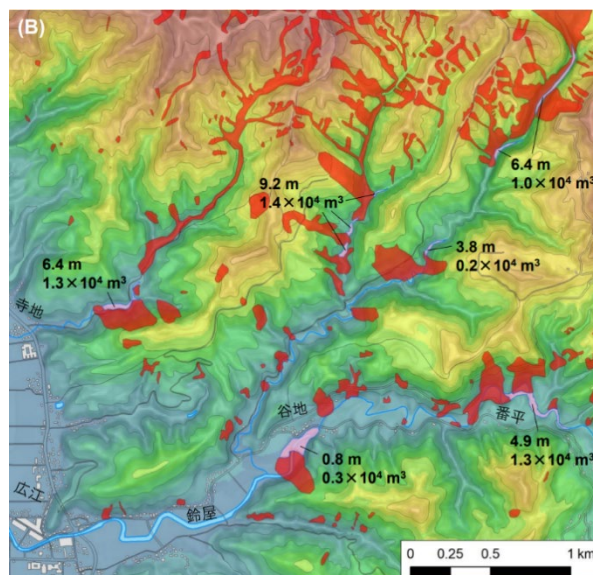
土砂災害の危険度の高い状態は長期にわたって続いてしまいます。1995年の阪神・淡路大震災では、1月17日の地震発生の後、7月の大雨の際に多くの場所で土砂災害が発生しました。北陸地方でも大雨になりやすいのは梅雨時期です。それまでに少しでも復旧作業が進んでいることを祈っています。



神戸市灘区鶴甲地区 地震直後（左）は崩れていなかったが、7月の大雨で山腹崩壊が発生（国土交通省）

地震後の土砂災害に関連してもう一つ気がかりなのが「天然ダム」です。京都大学防災研究所の松四雄騎教授が、国土地理院の航空写真データを解析したところ、地震の土砂崩

れが川を堰き止めてできた「天然ダム」が、少なくとも10か所で形成されていることが分かりました。「天然ダム」は、2004年の新潟中越地震や2018年の北海道胆振東部地震でも発生しました。今後の雨や雪解け水で決壊すると、下流に土石流が押し寄せてしまいます。この状況を受けて、気象庁は1月9日から石川県能登地方の洪水警報・注意報の発表基準も3割引き下げて運用しています。「天然ダム」の対策には大規模な土木工事が必要になることから、こちらも長期にわたって非常に危険な状態が続く恐れがあります。



輪島市町野町の赤色が地滑りの痕跡、
ピンク色が天然ダム（京都大学防災研究所）

日本海側の北陸地方は、冬季は寒気や気圧の谷の影響を受けやすく、雨や雪の日が多いことが復旧作業を妨げている様子に心が痛みます。少しでも被災地の方の安全や安心につながる情報提供を心がけていきたいと考えています。

■ 関連リンク

- [メールマガジンバックナンバー](#)
- [メールマガジン登録](#)
- [メールマガジン解除](#)

※本メールマガジン上の文書・画像等の無断使用・転載を禁止します。



■ 東京都中央区新川 1-4-1

■ TEL 03-3297-5601 ■ FAX 03-3297-5783

■ URL <http://www.vec.gr.jp> ■ E-MAIL info@vec.gr.jp